

別紙2 福祉用具貸与例外給付その1 チェック表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、記憶、理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2 から 3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8 から 4-15 のいずれか「1. ない」以外 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置 (本体のみ)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

※—について、該当する基本調査結果がないため、以下の①～③の手続きで貸与可。

- ①主治医からの意見聴取
- ②サービス担当者会議の開催
- ③ケアプランへの福祉用具貸与の必要性の記載

※例外給付その1では該当しないが、例外給付その2の要件に該当する場合は市への確認申請が必要となる。